

# 公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊伊丹駐屯地  
中部方面会計隊本部業務科長 武下 克城

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

## 1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
5QF310400070	5RL01AZ0004 0001						
品名 または 件名							
油分離槽清掃器材借用及び保守							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
伊丹駐業				伊丹駐業糧食班			
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
伊丹駐業 上口2尉 (3 1 3 3)				令和7年4月1日 (火) ~令和8年3月31日 (火)			

## 2 競争参加資格

次のいずれかであること  
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること  
ただし、細部は注意事項による。

## 3 契約条項を示す場所

中部方面会計隊本部業務科事務室

## 4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。  
入札日時場所：令和7年3月19日 (水) 9時30分 会計隊 入札室

## 5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

## 6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

## 7 注意事項

別紙のとおり

- 1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項  
次の各項目のすべての条件を満たす者
  - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
  - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
  - (3) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
  - (4) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
  - (5) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
  - (6) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）
  - (7) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
  - (8) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
  - (9) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
  - (10) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）において、近畿地域の競争参加資格を有する者。
  - (11) 令和7、8、9年度有効の資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提出することを条件とする。ただし、全省庁統一資格を申請中の場合は申請済みであることが確認できる書類を提出すること。
- 2 低入札価格調査について
  - (1) 予算決算及び会計令第85条による基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
  - (2) 基準価格を下回った入札を行った者は、事後の資料作成、調査等に協力すること。
- 3 契約条項等を示す場所  
仕様書及び入札資料は、下記に示す期間、中部方面会計隊本部業務科契約班窓口又は陸上自衛隊中部方面会計隊ホームページにおいて掲載し配布する。  
**令和7年3月5日～令和7年3月18日（0815～1700）**
- 4 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100（消費税を含まない。）を記載すること。
- 5 入札の無効
  - (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
  - (2) 入札に関する条項に違反した入札
  - (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- 6 契約書等の作成
  - (1) 契約金額が50万円以上は契約書を作成する。
  - (2) 細部の記載要領については、落札決定後落札者に説明・作成する。
- 7 適用する契約条項  
駐屯地用標準契約の役務請負契約条項、談合等の不正防止に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項とする。
- 8 その他
  - (1) **郵便等による入札については、令和7年3月18日17時00分到着分までを有効とする。**  
なお、事前に郵便入札の申し出を中部方面会計隊本部業務科契約班まで行うとともに、必ず便着の確認をすること。また、落札となるべき同価による入札が2者以上あった場合は、当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し落札者を決定する。再度の入札となった場合は、別途連絡する。
  - (2) 電報・電話等による入札は認めない。
  - (3) **入札に参加を希望する者は、入札参加希望受付時（令和7年3月18日17時00分まで）に資格審査結果通知書の写しを提出すること。（メール推奨、持参、郵送、FAX可）**
  - (4) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出すること。  
（様式随意、なお郵便入札時は不要）
  - (5) **市価調査等依頼の場合は協力されたい。（メールFAX可）**  
**提出締切日時は、令和7年3月17日12時00分とする。**
  - (6) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊伊丹駐屯地中部方面会計隊本部契約班にて閲覧とされたい。
  - (7) 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。
  - (8) 落札決定については総品目予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とするなお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
  - (9) **同等品による入札を希望する場合は、令和7年3月14日12時00分までに、同等品入札申請書及びその同等の規格・仕様がわかる資料を提出し、官側の承認を得ること。（メール推奨、持参、郵送、FAX可）**

〒664-0012 兵庫県伊丹市緑ヶ丘7-1-1  
陸上自衛隊伊丹駐屯地 中部方面会計隊本部 業務科契約班 担当：田中  
072-782-0001 内線(3440) FAX072-782-0035（直通）  
（仕様書に関する事項）  
陸上自衛隊伊丹駐屯地 伊丹駐屯地業務隊糧食班 担当：上口  
072-782-0001 内線(3133)



本公告は、陸上自衛隊伊丹駐屯地 中部方面会計隊本部業務科契約班  
陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/g sdf/mae/mafin/>に掲載。  
QRコードから公式サイトにアクセスできます。

## 仕 様 書

名 称	油分離槽清掃器材借用 及び保守	作成年月日	令和7年2月21日
		作成部隊等	伊丹駐屯地業務隊

## 1 総 則

本仕様書は、陸上自衛隊伊丹駐屯地の油分離槽清掃の器材借用及び保守について規定する。

## 2 場 所

陸上自衛隊伊丹駐屯地

## 3 清掃器材借用及び保守に関する要求

## (1) 清掃器材

ア 器材は、油分離槽における油分の付着及び配管の詰まりを除去するため電気により常時、稼働させるものとする。

イ 器材は、電源は単相100V、消費電力100W程度のものとする。

ウ 器材は、占有面積及び発生音を最小限とし、風雨に対する処置を行うとともに、外観の美化に努めるものとする。

エ 電源及び電気は、官側が提供する。

オ 器材の設置及び保守は、契約相手方が実施する。器材の稼働を正常に保つために年3回（4ヶ月／1回基準）バキューム車による油水分離槽内の引き抜き清掃を行う。また、器材の故障に関し、官側は責任を負わないものとする。

カ 厨芥処理機から油分離槽に至る配水管及び連続揚物機から油分離槽に至る配水管の清掃・点検を年3回（4ヶ月／1回基準）以上実施するものとする。

キ 器材により、天災等を含む何らかの影響から自衛隊施設または器材に損傷を与えた場合は、契約相手方が修繕を負担する。

## (2) 清掃状況の確認

契約相手方は槽内の清掃状況の確認及び器材点検を月1回以上実施するものとする。

## 4 油分離槽の大きさ

2,400mm×1,200mm×深さ2,778mm（分離板高は1,700mm）

## 5 配水管の大きさ

厨芥処理室～マンホール：UVΦ80 ～Φ100

連続揚物機～マンホール：UVΦ80 ～Φ100

マンホール～油分離槽：UVΦ100 ～Φ150

## 6 下水の水質

自衛隊施設から自治体への下水の排除基準は、各自治体が定めるとおりとする。このうち環境項目については、表1のとおりである。

表1 下水排除基準

No	項 目	基 準 値	
1	温度	4 5℃未満	
2	水素イオン濃度 (PH)	5～9	
3	生物化学的酸素要求量 (BOD)	6 0 0 m g /L 以下	
4	浮遊物質量 (SS)	6 0 0 m g /L 以下	
5	ノルマルヘキサン抽出物含有量	鉍油類含有量	5 m g /L 以下
		動植物油類含有量	3 0 m g /L 以下
6	窒素含有量	2 4 0 m g /L 未満	
7	磷含有量	3 2 m g /L 未満	
8	ヨウ素消費量	2 2 0 m g /L 未満	
9	フェノール類	5 m g /L 以下	
10	銅及びその他の化合物	3 m g /L 以下	
11	亜鉛及びその化合物	2 m g /L 以下	
12	鉄及びその化合物	1 0 m g /L 以下	
13	マンガン及びその化合物	1 0 m g /L 以下	
14	クロム及びその化合物	2 m g /L 以下	
15	色または臭気	放流先で支障をきたすような色又は臭気を帯びていないこと	

\* 伊丹市の市下水道条例等に基づく下水排除基準である。

## 7 監督・検査

- (1) 器材の設置にあたっては、官側の監督を受け、指示に従うものとする。
- (2) 契約相手方は、油分離槽の清掃状況及び器材の性能等について、月1回官側の検査を受けるものとする。
- (3) 契約相手方は、器材設置から約1ヶ月後の自衛隊施設から自治体への下水の水質について調査し、表1の各項目の数値について官側に報告するものとする。

## 8 引き抜き汚泥の処分

バキュームにより引き抜いた汚泥等は、契約相手方が持ち帰り、責任を持って法律に基づいた処分を行い、その結果を契約担当官に遅滞なくマニフェストの作成により報告する。

## 9 その他

契約相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官と協議するものとする。

# 入札書

分任契約担当官陸上自衛隊伊丹駐屯地  
中部方面会計隊本部 業務科長 武下 克城 殿

¥

(消費税含まない)

1. 納入期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

2. 納入場所 陸上自衛隊伊丹駐屯地

上記入札条件及び「入札及び契約心得」及び「標準契約書及び請書」の契約条項を承諾の上入札します。  
また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約します。

令和7年3月19日

住所・名称・代表者名

内訳(消費税含まない)

品名	規格	単位	数量	単価	金額
油分離槽清掃器材借用及び保守	仕様書のとおり	ST	1		
積算内訳書を添付してください(書式は貴社様式)。					
	以下余白				
				合計	

※ なつ印は鮮明に、訂正箇所には代表者印を

# 市価調査書

分任契約担当官陸上自衛隊伊丹駐屯地  
中部方面会計隊本部 業務科長 武下 克城 殿

¥

(消費税含まない)

1. 納入期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
2. 納入場所 陸上自衛隊伊丹駐屯地
3. 締切日 令和7年3月17日

通信欄	広く市場価格調査を実施し、適切な価格の把握に努め予定価格の算定の資料とするため、各取引業者の方々にご協力を頂いております。金額をご記入の上、FAXでご返信お願いします。
-----	--

令和 年 月 日 住所・名称・代表者名

内 訳(消費税含まない)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
油分離槽清掃器材借用及び保守	仕様書のとおり	ST	1		
積算内訳書を添付してください(書式は貴社様式)。					
	以下余白				
なつ印は鮮明に、訂正箇所には代表者印を					